INFORMATION I



高齢者インフルエンザ予防接種 のお知らせ !!

インフルエンザの予防接種が始まっています

これから寒くなり、インフルエンザが流行する季節になります。インフルエンザを予防するには予防接種を受けることがとても有効な手段です。予防接種を受



けて抵抗力(抗体)がつくまで2週間程度かかります。インフルエンザが流行するのは12月下旬から3月下旬といわれていますので、予防接種は12月中旬までには済ませましょう。

- 接種期間 平成 23 年 10 月から平成 24 年 3 月 31 日まで (できる限り 12 月中旬までに 受けてください)
- ●接種料金 ① 65 歳以上及び 60 歳以上 65 歳 未満で身体障害者手帳 1 級程度の障がいを 持つ人 =1,000 円②一般の人 = 全額自己負担 ※料金は病院によって異なります
 - ③上記①に該当する人で生活保護世帯(診療依頼書が必要)の人は接種料金が無料になります。
- ●接種できる医療機関 ほとんどの医療機関 (内科等)で接種できます。できるだけかか りつけの医療機関で予約をして予防接種を 受けてください。ただし、指定医療機関に 指定されていない病院では、接種すること ができませんのでご注意ください

保健師からの健康ワンポイント

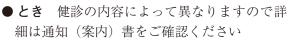


風邪をひかないためには、もともと体がもっている免疫力を高める必要があります。①血の巡り(血行)の改善②体を動かす③体を温める④体を冷やさない⑤栄養補給⑥食べる⑦水分補

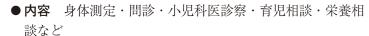
給®ウィルス対策(手洗い・うがい)等を取り入れ、普段どおりの生活を心がけましょう。また、インフルエンザの予防接種を受けることも、ある程度の効果が見込まれます。

乳幼児健診・相談

11月の乳幼児健診は次のとおりです。該当者には事前に通知をしています。ご確認ください。







健診内容	期日	生年月日
4か月健診	11月17日(木)	平成23年 6月21日から 平成23年 7月20日生まれ
7か月健診	11月24日(木)	平成23年 4月 1日から 平成23年 4月28日生まれ
12 か月健診	11 /7 24 [1 (/K)	平成 22 年 11 月 1 日から 平成 22 年 11 月 30 日生まれ
1歳半健診	11月10日(木)	平成 22 年 4月 7日から 平成 22 年 5月 10 日生まれ
3歳児健診	11 7 10 0 (水)	平成 20 年 10 月 7 日から 平成 20 年 11 月 10 日生まれ
乳幼児相談 (身体測定·育児·栄養相談)	11月16日(水)	平成 23 年 9月 27 日から 平成 23 年 10月 17 日生まれ

※乳幼児相談は、どなたでもお気軽にお越しください。(申込不要)

予防接種

■BCG予防接種

◇4か月健診のときに一緒に行います〉接種期間 生後6か月未満

▷ところ 総合福祉センター保健棟

期日	時間
11月17日(木)	午後1時30分から2時まで
12月 8日 (木)	

■ポリオ予防接種

▷ポリオの予防接種は2回受けてください

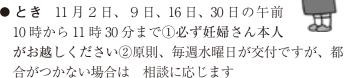
▷対象者 生後3か月から90か月未満

▷ところ 総合福祉センター保健棟

期日	時間
11月30日(水)	午後1時30分から2時まで

母子健康手帳の交付

妊娠がわかったら、早めに母子健康手帳の交付を受けましょう。妊娠中の生活や制度などについて保健師が説明します。



● **ところ** 総合福祉センター保健棟 ● **必要なもの** 妊娠 届出書(ある人のみ)



国民年金からの お知らせです。 役場保険年金班 ☎42局21

COMMENY

社会保険料 末調整 控除証明書 玉 申告

社会保険料控除の対象国民年金保険料は

除の対象となります。 町村民税の社会保険料控 納付(納付見込みを含む) 付した全額が所得税・市 から12月31日までの間に る場合は、毎年1月1日 保険料控除として申告す した国民年金保険料の額 国民年金保険料を社会 国民年金保険料は、

> が必要です。 を証明する書類の添付等

毎年11月上旬頃に送付

日本年金機構から11月上 除証明書」(ハガキ)が 額を証明する「社会保険 書と同様に、1年間に納 社等が発行する控除証明 付した国民年金保険料の このため、生命保険会 (国民年金保険料) 控

送付される場合 1月下旬に

月1日から12月31日まで に加入した場合など、 書が送付されます。 年1月下旬に同様の証明 付する人については、 の間に初めて保険料を納 今年はじめて国民年金 10 翌

料額と、年内に納付が見 込まれる場合の納付見込 納付された国民年金保険 旬までに送付されます。 み額です。 から9月30日までの間に 証明内容は、本年1月

で連帯して納付 国民年金保険料は世帯

国民年金保険料は、

この場合、ご家族分の「社 して申告してください。 の社会保険料の額と合算 等の手続きの際にご自身 なりますので、年末調整 の所得税等の控除対象と 付額の全額が納付した人 納付した場合は、その納 家族の国民年金保険料を する義務があります。ご び配偶者も連帯して納付 保険者本人だけではな その世帯の世帯主及

117)のご利用をお願

国312カ所)、または 近くの年金事務所(全 等する必要があります。 告する人の申告書に添付 料)控除証明書」も、 会保険料 ν 0570 - 070 控除証明書専用ダイヤ お問い合わせは、 (国民年金保険 申 お

nenkin.go.jp, ムページ http://www いします。 *日本年金機構 ホ

提出をお忘れ 親族等申告書の

受け取る年金から源泉徴 が百五十八万円以上の人 の対象となるのは年金額 収されますが、源泉徴収 かりません)。所得税は や遺族年金には税金はか がかかります(障害年金 年金)には、所得税法上、 のみです(65歳未満の は退職を支給事由とする 「雑所得」として所得税 老齢年金等(老齢また 百八万円以上)。

各種の控除が設けられて じた課税を行うために ます)を日本年金機構に 受給者の扶養親族等申告 らかじめ「公的年金等の 除を受けるためには、あ る源泉徴収の際にこの控 の税を負担する能力に応 養親族等申告書」といい 書 (ハガキ)」 (以下、「扶 います。公的年金等に係 所得税には、 納税者

提出しなければなりませ

ードすることができま

だくか(申告書をダウン どには、日本年金機構の 記入の上、12月1日まで ホームページをご覧いた くしてしまった場合な 書が届かない場合や、 なく提出してください。 に日本年金機構にお忘れ 付されます。必要事項を なる年金受給者の人に送 日本年金機構から対象と ん。 この扶養親族等申告書 また、扶養親族等申告 毎年11月上旬までに な

> 合わせください。 話料金のみ)) にお問 05-1165 (市内通 ダイヤル」(0570 または「ねんきん お近くの年金事務

ださい。 で、忘れずに提出してく て扱われてしまいますの 控除申告がないものとし 告書が提出されないと、 めの大切な届書です。申 所得税の控除を受けるた 扶養親族等申告書は、

